

【都市・地域再生等利用区域の指定】

大阪府では、公共用物である河川の恒常的かつ適正な利活用を促進するため、河川敷地占用許可準則（以下、「準則」という。）第四章の都市及び地域の再生等のために利用する施設に係る占用の特例に基づき、河川敷地の利用について地域の特性や都市及び地域の再生等に係るニーズ等を十分に考慮した上で、次のとおり区域を指定する。

1 都市・地域再生等利用区域

(1) 指定範囲

一級河川 安威川及び下音羽川の河川区域内で、別図に示す区域。

(2) 安威川ダム の位置づけ

大阪府が建設する安威川ダムの周辺整備については、平成 21 年 8 月に府と茨木市（以下、「市」という。）で策定した「安威川ダム周辺整備基本方針」における基本理念やランドデザインを基礎としながら、市において、民間事業者へのヒアリングを行い、具体的な取組方針を定めた「安威川ダム周辺整備基本構想」が令和元年 6 月に策定され、その後の公募による民間事業者提案に基づき、令和 3 年 9 月には、「安威川ダム周辺整備基本計画」が策定された。

市によるダム湖周辺の拠点整備については、市が用地を確保して事業を実施する河川区域外だけでなく、ダム湖畔の河川区域内も一体的に活用することで、ダム周辺の地域振興を図るとともに、大阪府の北部エリアの賑わいを押し上げる役割を担う重要なエリアとして期待されている。

こうした状況を踏まえ、安威川ダムは、新たな水辺の創出や地域活性化の拠点となることが期待される地域である。

(3) 指定年月日

令和 5 年 12 月 1 日

2 都市・地域再生等占用方針

都市・地域再生等利用区域において占用の許可を受けられる施設

占用施設については、準則第二十二第 3 項に掲げる施設のうち、広場、イベント施設、遊歩道、船着場、船舶係留施設又は船舶上下架施設（斜路を含む。）、前述に掲げる施設と一体をなす飲食店、売店、オープンカフェ、広告板、照明・音響施設、キャンプ場、バーベキュー場、切符売場、案内所、船舶修理場等、日よけ、突出看板、その他都市及び地域の再生等のために利用する施設とする。

